

第三次阪南市子ども読書活動推進計画

～本の楽しさを共有する～



2019年3月

阪南市

目 次

はじめに

第1章 子ども読書活動推進のための基本方針 ······ 1

第2章 第二次計画までの成果と課題 ······ 2

1. 家庭・地域 ······ 2

1-1. 阪南市子ども文庫連絡会 ······ 2

1-2. 阪南市社会福祉協議会 ······ 3

1-3. 子どもNPOはらっぱ ······ 4

1-4. はんなん子育てネットワーク ······ 4

2. 公民館 ······ 5

3. 保健センター ······ 5

4. 子育て総合支援センター ······ 5

5. 保育所・認定こども園 ······ 6

6. 幼稚園 ······ 7

7-1. 小中学校・教育委員会 ······ 8

7-2. 高等学校 ······ 9

8. 市立図書館 ······ 9

第3章 第三次計画におけるテーマと取組み ······ 14

1. 家庭・地域 ······ 14

1-1. 阪南市子ども文庫連絡会 ······ 14

1-2. 阪南市社会福祉協議会 ······ 14

1-3. 子どもNPOはらっぱ	15
1-4. はんなん子育てネットワーク	15
2. 公民館	15
3. 保健センター	15
4. 子育て総合支援センター	15
5. 幼稚園・保育所・認定こども園	16
6-1. 小中学校・教育委員会	16
6-2. 高等学校	17
7. 市立図書館	17
第4章 子ども読書活動推進計画の実現をめざして	19
子どもの読書活動の推進に関する法律	20
阪南市子ども読書活動推進会議設置要綱	22
阪南市子ども読書活動推進会議委員名簿	24
阪南市子ども読書活動推進会議の経緯	25
巻末資料	26

はじめに

平成 26 年 3 月に第二次阪南市子ども読書活動推進計画を策定し、4 月より実施されて以降 5 年が経過しました。この間、人々の本離れ、ネット依存はますます加速しています。子どもたちを取り巻く環境も例外ではなく、幼児がおもちゃ替わりに与えられたスマートフォンやタブレットで遊ぶ姿も、珍しくなくなっています。子どもたちの身体の成長や脳の発達への影響を危惧していたところ、平成 30 年 6 月、WHO（世界保健機関）が「ゲーム障害」を国際疾病分類表に加える、つまり今後は「病気」として扱うと発表しました。

平成 29 年度の全国学力・学習状況調査では、阪南市の小中学生がゲームをする時間が全国平均より長い、という思わしくない結果が出ました。この状況に対応するために、これまで以上に図書館、各機関や施設が連携を取り、多面的なアプローチによる様々な読書活動への取組みを進める必要があります。

取組みのひとつである「えほんのひろば」は、「本の楽しさ」を知るきっかけづくりとなります。大人も子どもも一緒に、多くの絵本にふれ、自由に楽しむことができるため、図書館と他の機関とが連携してより多くの場で実施することをめざします。

一方で、同調査では、「本が好き」な阪南市の小中学生の割合は全国、大阪府の平均より上回り、読書に費やす時間も少しづつ増加の傾向にあるとの結果が出ています。これは、第一次、第二次の 10 年にわたる地道な取組みや努力の成果が表れているとも考えられます。

そして、第三次阪南市子ども読書活動推進計画では「本の楽しさを共有する」をテーマに掲げました。

阪南市に住む子どもたちが一人でも多く「本の楽しさを共有する」ことができるように、第三次阪南市子ども読書活動推進計画を着実に実行していきます。

第1章 子ども読書活動推進のための基本方針

1. 読書に親しむ環境づくり

子どもたちが興味を持った本に出会えるよう家庭や地域、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、図書館など、様々な場で読書環境の整備に努めます。

2. 読書活動推進に向けた連携

子どもたちに豊かな読書環境を提供するため、家庭や地域、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、図書館などが、互いに理解や関心を深め、連携し、協力して取り組むことで、より一層大きな成果をあげるとともに、子どもたちの読書活動を推進します。

3. 子どもの読書推進に関わる人材の育成

子どもの読書活動に関わる人材を育成するとともに、子どもの読書活動に関わる関係機関や諸団体、地域のボランティア等の資質向上を図ります。

4. 啓発・広報活動

市民一人ひとりが子どもの読書の大切さについて、関心を高め、理解が深められるよう、また、この計画の取組みを広く知ってもらえるように啓発・広報活動を充実させます。

5. 推進体制の整備

この計画を推進し、それぞれの取組みを効果的に実施するための体制を整備します。

第2章 第二次計画までの成果と課題

第一次・第二次計画期間に実施した取組み（継続中含む）の成果と課題について、施設・機関ごとに述べていきます。

1. 家庭・地域

- ①阪南市では「毎月23日は家庭読書の日」をキャッチコピーに、家庭で家族が向き合い、ゆったりした時間をもって本を楽しむことが感性を育み、心のゆとりを再生する術であることを、様々な機会を捉えて大人にも子どもにも伝えています。
- ②子どもの読書活動推進の重要性を感じた市民が、新しく緑ヶ丘住民センター内に「緑ヶ丘友遊サロン子ども文庫」を開設し、子どもたちの本に親しむ機会が増えました。
- ③市内に二つの紙芝居サークルが生まれ、市立図書館でのおはなし会「はじまりはじまり♪紙芝居」をはじめ、様々な場で活躍しています。子どもたちが参加するおはなし会の多様性がさらに広がりました。
- ④家庭・地域で子どもの読書を推進するためには誰もがいつでも気軽に利用できる拠点が必要ですが、阪南市には市立図書館が一つしかなく、離れた地域に住む人にとって身近な存在とはいえません。阪南市みんなの図書館を考える会では、下荘地域に市西部の文化の核となる市立図書館の分館設置の必要性を痛感し、要望書を提出するなどしています。
- ⑤子どもたちが多くの時間を過ごす学校においては、子どもたちの感性を大切にし、問題解決に即座にきめ細かに対応できる学校図書館専任司書は常駐であるべきと考えます。阪南市みんなの図書館を考える会は全小中学校における一校一名専任配置の重要性を訴えてきました。
- ⑥インターネットやスマートフォンの普及は加速し、阪南市の子どもは特にゲームをする時間が府下・全国の平均以上であるという結果（平成29年度全国学力・学習状況調査）が出ています。本のもたらす豊かな世界を子どもたちに知らせ、読書を介して生きる力を育ててほしいと願っています。

1-1. 阪南市子ども文庫¹連絡会

- ①阪南市おはなしの会は、絵本の読みきかせだけでなく、語り手による「おはなし²」（ス

¹ 子ども文庫：民間の個人やグループが自由に設置し、地域の子どもたちに本の貸出などを行っている小規模図書館。個人で運営する家庭文庫、有志グループが運営する地域文庫がある。

² おはなし：覚えた昔話や物語を本を読まずに語ること。「ストーリー・テリング」「素話」ともいう。

- トリー・テリング）を市内のすべての公立幼稚園と小学校のほとんどのクラスに届きました。語り手と子どもたちが直接つながる「おはなし」が、子どもたちの想像力を育てる一助となっています。
- ②文庫活動を維持するために、子ども文庫の必要性、重要性を訴え、理解者や参加者を増やす取組みをすすめています。
- ③各文庫では地域の団体等と連携してイベントを企画したり、季節ごとの行事に取り組んだりして、文庫に来るきっかけづくりとしています。
- ④絵本やおはなしに関する各種講座や勉強会を主催し、会員のスキルアップに努めています。
- ⑤おはなしの会では、西鳥取公民館で毎月実施している「まほうのおばさんのおはなしが」や、年3回保健センターで行う「赤ちゃん相談」において、未就園児やその保護者を対象に、わらべうたや絵本の読みきかせを実施しています。
- ⑥小学校や幼稚園・保育所・たんぽぽ園へ出向いて「おはなし配達」をして、文庫へ来る子どもたちが増えました。
- ⑦各文庫もおはなしの会も、毎日が「家庭読書の日」という意識を持って子どもの読書活動推進に関わる活動を行っています。
- ⑧あたごともだち文庫では、絵本や紙芝居を使って英語に親しむなど、特色ある活動を行っています。
- ⑨いづみ文庫は高齢者のサロンにもなっており、大人も楽しめる本を置いています。
- ⑩各文庫では子どもたちが来る工夫をいろいろとしていますが、少子化で文庫に来る子どもの数は全体的に減っていること、また世話役が高齢化しているが後継者世代が育っていないことなどから、文庫を維持するのが難しくなってきています。めだか文庫（黒田）は2018年3月をもって閉庫し、市内の文庫は5つになりました。

1－2．阪南市社会福祉協議会

- ①子育て世代を含む地域の方が気軽に集い、孤立化を防ぐ「まちなかサロン・カフェ」の開設・運営を支援し、阪南市内では現在30カ所を超えて展開しており、多くの居場所となっています。
- ②箱の浦おしゃべりサロンに図書・読書コーナーを設置して自由に本を読んだり借りたりできるようにしており、また隣接する子どもサロンでは児童書を閲覧できるため、訪れる方の読書活動のきっかけとなっています。
- ③カフェはなてい（地域交流館総合情報コーナー）に「まちライブラリー³」を併設し、誰もが気軽に訪れることができ、図書を通して市民同士が交流できる場を設けています。
- ④小地域ネットワーク事業である「子育てサロン」での活動として、下莊地区福祉委員会ではつくし文庫・子どもNPOはらっぽと協働で月2回「すぐすぐ塾」を開催して読みかせを行い、地域の読書活動の推進を支援しているほか、東鳥取地区福祉委員会ではどんぐり文庫に月2回ボランティアが赴き、文庫活動を支援しています。

³ まちライブラリー：一般の人が持つ本を集める図書室。店の一画などに開設し、メッセージや感想を書き込むカードをつけ、貸す人と借りる人の交流につなげる狙いもある。

- ⑤年4回発行し、市内に全戸配布している社会福祉協議会の広報誌「ふくしはんなん」に「毎月23日は家庭読書の日」の記事を掲載して家庭での読書活動を推進しています。
- ⑥「子育てサロン」は、地域の子ども文庫やNPOをはじめとする多くのボランティアと協働して7校区で実施していますが、まだ全校区での開設はできていません。
- ⑦「まちなかサロン・カフェ」や「まちライブラリー」は誰でも集うことができる場ですが、子育て世代へはその存在が周知徹底されておらず、参加も少ないのが現状です。

1－3．子どもNPOはらっぱ

- ①年6～8回ある舞台鑑賞のうち、2～3作品は原作のあるものを使い、市立図書館とも連携して原作本の紹介や本に関する知識との出会いの場を提供しています。
- ②乳幼児の活動の場では、絵本とふれあう時間を設けています。
- ③つどいの広場「リトル☆はらっぱ」に絵本コーナーを常設し、親子で自由に絵本とふれあう場を提供しています。
- ④月1回のイベント「絵本と工作」では、季節に合った絵本の読みきかせを行い、絵本の楽しさを伝えています。
- ⑤各イベントで伝統遊び、野外活動を行い、子どもがインターネットやゲーム機などを使わず夢中になれる遊びや学びの時間を提供し、子どもたちの興味や関心を育んでいます。
- ⑥毎月発行している、未就学児のいる家庭向け情報紙「0123と456」で「毎月23日は家庭読書の日」という情報を発信しています。
- ⑦乳幼児の親世代がすでにインターネット世代であるため、子どもに絵本の楽しさをうまく伝えられないないと感じています。
- ⑧子どもたちがスマートフォンやゲーム機以外で遊ぶ環境が少なく、学校と家庭以外に行き場がないと感じています。そのため、子どもたちが安心して過ごすことのできる居場所づくりが必要と考えます。

1－4．はんなん子育てネットワーク

- ①6サークルの様々な活動が、親子間の信頼感を築くきっかけや、他者とのコミュニケーションの場となっています。子育て情報を交換することで、親の育児不安や個人の悩みの解消に役立っています。
- ②すべての活動に気軽に自由に参加できるため、参加者に他の活動を紹介すると広がりが見受けられ、同じ世代の子どものいる家庭同士の縛づくりを進めるきっかけとなっています。
- ③常設の会場はないため、安定した読書環境づくりが難しいと感じています。
- ④サークルの継続を望む人は多いものの、主体的に活動する立場を続けていく人がおらず、また経済事情からも今後活動を続けていくことが困難と感じています。

2. 公民館

- ①各公民館では、市立図書館のリサイクル本や寄贈された本を置いて、来館者が気軽に手に取って閲覧することができるようになっています。
- ②西鳥取公民館では、毎月1回乳幼児とその保護者を対象とした「まほうのおばさんのおはなしかご」で絵本の読みきかせやわらべうた、手遊びをしており、本を通じた親子のふれあいづくりの場を提供しています。
- ③東鳥取公民館では、市立図書館や団体と共に親子自然体験講座を実施し、本に親しむきっかけとなりました。
- ④2017年からは東鳥取公民館、西鳥取公民館において市立図書館の予約本の受け渡しと、返却用ブックポスト設置を開始し、地域の読書活動を推進することに貢献しています。
- ⑤各公民館で「毎月23日は家庭読書の日」ポスターを掲示し、家庭読書の推進に努めています。
- ⑥公民館の講座に参加する子どもや親世代が減少しており、公民館活動をきっかけに読書に興味を持つような働きかけが難しいと考えています。

3. 保健センター

- ①両親学級「Welcome!赤ちゃん」や、乳幼児全戸訪問事業、地域の子育て支援事業などの場で、絵本は子どもの言葉の発達や想像力を養うのに大切であることをPRしています。
- ②市立図書館と連携してブックスタート事業を行い、絵本を介した親子のふれあいについて伝えています。
- ③地域の子育て支援事業では、健康教育の一環としてテーマに沿った絵本や紙芝居などを使用して本に親しむきっかけを提供しています。
- ④保健センター内に「毎月23日は家庭読書の日」のポスターを掲示し、家庭読書の日をPRしています。
- ⑤保健センター1階ロビーと2階機能訓練室に本棚を設置し、自由に絵本が読めるようにしていますが、限られたスペースと資源での設置であり、絵本の買い替えも困難な状況です。
- ⑥保健センターの事業の待ち時間など、絵本を備えていても子どもも保護者もスマートフォンやタブレットを使用している姿が多く見受けられ、子育て世代の本離れを危惧しています。

4. 子育て総合支援センター

- ①子育て支援事業を行う際には、対象年齢や季節に応じた絵本を提供したり、パネルシアターや人形劇、エプロンシアター等を取り入れて、子どもたちが絵本に興味をもつきつけるよう取り組んでいます。

- ②地域のボランティアと協働で開催している子育て支援事業の際に、参加親子に絵本の読みきかせやわらべうたの紹介などを行い、絵本に親しむ機会を提供しています。
- ③毎年絵本をテーマとした子育て講座を開催し、絵本の大切さを伝えています。
- ④センター内の「にこにこルーム」には絵本の棚を常設し、月ごとにおすすめの絵本を展示して、利用者の親子が気軽に手に取って楽しめるようにしています。また、月に1度絵本の読みきかせなどをを行う「にこにこふれあいタイム」という時間を設け、より絵本に親しめるような機会を提供しています。
- ⑤絵本の普及活動に取り組む団体が主催する講座や事業の開催場所としてセンターを提供し、参加者が絵本に触れる機会を増やすとともに、団体の活動内容の周知にもつながっています。
- ⑥市立図書館から借り受けた絵本を事業の中で活用しており、図書館利用の促進にもつながっています。
- ⑦2カ月に1度発行して市内各施設に配布し、ホームページ上にも掲載している「おやこであそぼうカレンダー」に「毎月23日は家庭読書の日」という文章を入れ、広報しています。
- ⑧読書に関わる団体の自主的な取組みの際にもセンターを積極的に利用してもらい、活発な読書活動を支えたいと考えています。
- ⑨センターの利用者の多くは未就学児とその保護者であり、年齢に応じた本を提供していくとともに、まず保護者が絵本等に興味を持つような工夫が必要であると考えています。

5. 保育所・認定こども園

～各所（園）共通～

- ①保育中、市立図書館で借りた本なども活用しながら日常的に子どもたちに積極的に絵本の読みきかせをしています。

～各所（園）～

- ②園庭開放などの場で絵本の読みきかせやわらべうたの紹介を行い、在所（園）児以外の子どもたちにも本に親しむ機会を提供しています。
- ③各所（園）の所蔵する絵本を自由に借りて帰り、家庭でも本に接する機会を提供しています。
- ④月に1冊絵本を私費購入して持ち帰り（公立保育所では毎月23日）、家庭でも絵本を介绍了豊かな時間を持ってもらうよう、はたらきかけています。
- ⑤地域の子ども文庫やボランティアの協力により、定期的に絵本の読みきかせをしてもらうことで子どもたちは絵本が好きになっていきました。
- ⑥所（園）内に絵本棚を常設し、子どもが身近に本と接することができるようになります。
- ⑦降所（園）時に保護者に気軽に絵本を手に取ってもらえるようなコーナーを設置しています。
- ⑧保育士等のスキルアップを図るため、研修を実施しています。

- ⑨4・5歳児が市立図書館へ見学に行き、使い方を知ったり自分で本を選んで借りる体験をすることで図書館を身近に感じるようになり、保護者同伴で図書館を訪れるきっかけになっています。
- ⑩毎月23日の家庭読書の日に各クラスで家庭読書の日であることを知らせ、おすすめ絵本を紹介しています。
- ⑪就労している保護者が多く、ゆっくりと本に向き合う時間が取れていないように思います。所（園）内の絵本コーナーも活用されているとは言い難い状況です。

6. 幼稚園

～全園共通～

- ①季節に応じた紙芝居や絵本の読みきかせを日常的に行ってています。
- ②園児の興味や関心をひくような本の展示や、手に取りやすいような配置を工夫し、魅力的で楽しい本との出会いを演出しています。
- ③保護者や地域ボランティアの協力で定期的に読みきかせをしてもらい、楽しい時間を過ごしています。
- ④新刊本を購入したり、市立図書館から本を借りたりして子どもたちに幅広い絵本を紹介し、世界を広げるようにしています。
- ⑤親子登園や体験入園の際に毎回絵本の読みきかせの時間を設け、本のもたらす情緒的な豊かさを育み、親子のふれあいの大切さを伝えています。
- ⑥毎週末に各家庭に絵本を貸し出しているほか、各年齢に応じた月刊絵本を保護者負担で購入して持ち帰り、家庭でも絵本を介した豊かな時間をもってもらうよう、はたらきかけています。
- ⑦絵本に親しみを感じさせるための取組みや園児に人気の絵本を紹介するなど、「本となかよし」という壁面飾りを各園で制作して年1回ずつ市立図書館内に掲示し、来館者へ家庭読書の重要性をはたらきかけています。
- ⑧市立図書館を見学して、利用方法を知り、自分で選んだ本を借りる体験をすることで図書館を身近に感じるようになり、保護者同伴で図書館を訪れるきっかけになっています。
- ⑨「毎月23日は家庭読書の日」を園だよりなどに掲載したり、絵本コーナーにポスターを掲示したりして、家庭読書の日の周知に努めています。
- ⑩保護者来園に合わせ、おすすめの絵本を展示するコーナーを設置したいと考えますが、図書の充実を図ることが難しい状況です。

～各園～

- ⑪保護者による絵本サークルが生まれ、サークル部員による絵本の読みきかせを月2回程度実施しています。また、部員が市立図書館に赴いて借りてきた本を保育室に置いています。
- ⑫隣接する小学校の学校図書館を5歳児が訪れ、学校図書館専任司書による絵本の読みきかせを体験して、絵本に親しむ機会を得ています。

7－1. 小中学校・教育委員会

～全小中学校共通～

- ①学校図書館が子どもたちにとって読書に親しみ、くつろいで本を楽しめる場所となるよう、本の展示や配架を工夫しています。
- ②「朝の読書」を実施し、本を読む習慣が身につくようにはたらきかけています。
- ③好きな本は何か、家庭で本を読んでいるかなどのアンケート調査や、全国学力学習状況調査から子どもたちの読書の実態を把握するとともに課題を抽出し、読書推進活動に役立てるようにしています。
- ④学校図書館専任司書と、司書教諭及び学校図書館担当教員とが連携し、学校図書館での子どもたちの様子や、学校図書館に関する研修の成果などを共有し、学校図書館がよりよいものとなるよう、努めています。
- ⑤市立図書館と連携して授業のテーマに沿った資料を借り入れて学校図書館の不足分を補完し、より多彩な資料を用いた授業が展開できるよう、努めています。
- ⑥学校図書館専任司書の研修を年10回程度行い、各校での学校図書館に関する効果的な取組みなどについて情報交換したり、講座等に参加して子どもたちの読書意欲を高める方法について学ぶなど、スキルアップに努めています。
- ⑦市立図書館と学校図書館が相互に連携しながら、子どもたちの読書活動に関する取組みを進めています。
- ⑧各校の学校図書館で毎月発行している「図書館だより」の中に「家読（うちどく）コーナー」を設け、「毎月23日は家庭読書の日」をPRしています。
- ⑨学習指導要領の改訂により学校図書館の学習センターとしての重要度がさらに高まっており、各校で調べ学習に取り組んでいるところです。今後本を活用した調べ学習を計画的に進めていくためには、調べ学習ができるような環境の整備や、資料費の充実、学校図書館専任司書、司書教諭・教員のさらなる連携が必要となります。

～各小学校～

- ⑩子どもたちが本に親しみ、興味を持つきっかけとなるように、読書週間に合わせたイベントや「教師のお話劇場」など各校で工夫した取組みを実施しています。
- ⑪「読書貯金（読書記録）」や「読書マラソン」をして子どもたちの本を読む意欲を高めたり、ビブリオバトルの実施により本への関心を高めて読むきっかけにしたりするなど、意欲的な取組みを行い、成果が表れています。
- ⑫「本の帯コンクール」に毎年出品することにより、本を読むきっかけづくり、対象となる本に対する理解の深化に役立っています。
- ⑬学校図書館専任司書の1校1名配置に向けて進めており、2018年度では尾崎小学校、東鳥取小学校、下荘小学校、桃の木台小学校で実現しています。一方で、残りの4校では2校兼務のため学校図書館に司書が常駐しておらず、子どもたちへの十分な対応が出来ているとは言い難い状況です。司書が不在の時間は教職員と連携して対応する必要があります。

～各中学校～

- ⑭子どもたちが本に親しみ、興味を持つきっかけとなるように、読書週間に合わせたイベントなど各校で工夫した取組みを実施しています。
- ⑮日本列島地図を使った読書マラソンを実施し、読書のきっかけとしています。
- ⑯図書委員が学級文庫に置く本を選んでおり、読書がより身近に感じられます。
- ⑰全中学校において学校図書館専任司書は2校兼務などにより週の半分しかおらず、子どもたちへの十分な対応ができているとは言い難い状況です。司書が不在の時間は教職員と連携して対応する必要があります。

～全留守家庭児童会～

- ⑱留守家庭児童会で毎月発行している「ホームだより」で「毎月23日は家庭読書の日」をPRしています。
- ⑲市立図書館の団体貸出を利用して、ホーム内に常に絵本や紙芝居を置いて子どもたちがいつでも読めるようにしています。
- ⑳留守家庭児童会の運営は指定管理者が行っているため、地域ボランティアとの連携がうまくできないことがあります。
- ㉑子どもたちが読書活動を行うためには支援員の意識を高める必要がありますが、読書についての研修の機会がほとんどありません。

～各留守家庭児童会～

- ㉒地域のボランティアや支援員による読み聞かせを行っています。
- ㉓留守家庭児童会の子どもたちは、小学校に巡回している自動車文庫で各自自分の好きな本を選んで借り、ホーム内で読んでいます。
- ㉔毎日の読書時間を設定し、本に触れる大切さを伝えています。
- ㉕子どもたち自身で、読みきかせや紙芝居の上演を行っています。
- ㉖「ホームだより」で子どもたちに人気の本を紹介しています。

7 – 2. 高等学校

- ①定期的な情報発信、季節に合わせた装飾やオリジナルキャラクターの展示など、学校図書館を知って利用してもらうためにPRしています。
- ②教職員にはたらきかけて学校図書館の資料を使用した授業をしてもらったり、授業で本の紹介をしてもらったりすることで、生徒たちの来館のきっかけとしています。
- ③授業や指導に必要な資料や教職員向けの本を揃え、教職員にとっても利用しやすい学校図書館をめざしています。

8. 市立図書館

市立図書館は子どもの読書活動推進の中心的役割を担っており、児童書約6万冊、YA(ヤ

ングアダルト）図書約1万冊余りを所蔵しています。

～子どもの読書を推進するための様々な取組み～

◆児童書コーナー

- ・新刊書にあえる児童書専用の「新着図書コーナー」があり、受入後間もない本を展示、貸出しています。また、「今月の特集コーナー」を設け、テーマに沿った本を集めて、いつもとは違う観点で本を再発見してもらう工夫をしています。これらは入口付近にあり、来館する多くの子どもたちが目にしています。
- ・人類の文化遺産ともいいくべき昔話は、書架に専用の場所を設けており、まとめて借りることができます。
- ・絵本書架は、本の表紙を見せて置ける構造を活かして積極的に良書を載せ、そばに書評やポップを掲示して、利用者が思わず手に取りたくなるような配架を心掛けています。表紙の見える本はたくさん借りられています。
- ・「おはなしのへや」に赤ちゃん絵本や昔話の読み物を配架して、大人と一緒に楽しめるようになっています。
- ・良書との出会いの機会を増やすべく、絵本以外の図書も表紙を見せて本を置くスペースを設けています。また、手に取ってほしい本には本に紹介文を付けるとともに、背にテープを貼ってその色で対象年齢が分かるようにしています。利用者はそれを参考に本を選びやすくなりました。
- ・紙芝居コーナーでは、紙芝居をより効果的に使えるよう、紙芝居台の貸出も行っています。
- ・児童文学の研究書や子どもへの本の手渡し方などの本を、ジャンルを越えて集めたコーナーを作り、子どもの読書を応援する活動の情報を得やすくし、活動を支えています。
- ・子ども関係の行事や講座などの開催に合わせ、随時関連資料をブックトラックに展示するなどきめ細やかに対応しており、よく借りられています。
- ・昔から読み継がれてきた絵本の背に「おすすめ」テープを貼り、それらを集めたコーナーを作っています。

◆やんぐ・あだるとコーナー

- ・時代の潮流を汲み、ブックレビュー等を参考に、主にライトノベルで蔵書構成しています。除籍に際しては、可能なものは大阪府立図書館に譲渡して受け入れてもらい、借り入れによる対応ができるようにしています。

◆自動車文庫「ふれあい号」と返却ポスト「かえるくん」

- ・市立図書館から1km以上離れた小学校6校を含む14カ所のステーション（2018年度現在）に月1回巡回し、学校図書館などを補完する役目を果たしています。また、ステーションとなっている小学校には「かえるくん」の愛称で子どもたちに親しまれているブックポストを備え付けており、巡回日でなくても返したい時にすぐ本を返せるようにしております、多くの子どもたちが利用しています。
- ・遠隔地サービスの拠点の第一歩として、2017年より東鳥取公民館と西鳥取公民館で市立図書館の本の受取・返却サービスを開始し、定期的な利用が見られます。

◆各種企画・支援事業

- ・ブックスタート事業

保健センターで実施している「4カ月児健康診査」の際に、ブックスタートボランティアスタッフと司書が説明を添えながら絵本1冊と市立図書館の利用案内や地域の子育て支援情報の入ったブックスタートパックを手渡しし、絵本を介したあかちゃんとのふれあいの大切さをお知らせしています。事業開始からの配布数は6,000セットを越えました。

- ・おひざにだっこのおはなしかい

ブックスタート事業のフォローアップ事業として月に1日（2回）乳幼児とその保護者向けに行い、絵本やわらべうたを紹介して、それらがもたらす親子の絆を感じもらっています。

- ・おはなし会

3歳から小学生を対象として、図書館フレンズ「おはなしでてこい」と市立図書館司書の協働で毎週土曜日午後2時から30分間実施しています。おはなし会で読んだ本は借りて帰ることができ、また関連する本も紹介するなど子どもの本に対する興味や関心を発展させるよう努めています。

- ・はじまりはじまり♪紙芝居

2014年から始まった、市内の二つの紙芝居サークルによる紙芝居を主体としたおはなし会です。月2~3回、日曜日の午後2時から30分間実施しています。これにより、おはなし会の多様性が広がりました。

- ・新1年生利用者登録

小学校入学時に図書貸出券申込書の付いた案内を新1年生に渡し、市立図書館や自動車文庫の利用を促しています。自分の名前の貸出券を持つことで、積極的に本を借りる子どもが多く見受けられます。

- ・留守家庭児童会への配本

2カ月に一度、50冊の本や紙芝居を各留守家庭児童会に貸し出して、留守家庭児童会の子どもたちがいつでも本を手に取ることができるようにしており、子どもたちは本の入れ替えを楽しみにしています。

- ・工作教室

夏休みに1回、小学生を対象に市立図書館の本を参考にして工作をする催しを行い、本に興味を持つきっかけづくりとしています。

- ・市立図書館見学

幼稚園や保育所、小学校の子どもたちの見学を受け入れ、年齢に応じた説明や対応をして、図書館をより身近に感じてもらうよう工夫しています。見学後、保護者と共に来館する子どももいます。

- ・一日図書館員

夏休みに、図書館に興味のある小学4~6年生に図書館員の仕事を体験してもらっています。経験者には夏休みのよい思い出となっています。

- ・職業体験

中学生の職業体験では、作業を体験してもらうだけでなく、図書館への理解を深め、上手に利用できることをねらってプログラムを組んでいます。体験した中学生は図書館の裏側を知り、本への興味をより深めています。

- ・小中学校初任者社会体験研修

図書館の仕事を体験してもらうだけではなく、図書館という機関の機能を理解し、さらに「本のよき運び手」となってもらうための絵本の読みきかせをしてもらったり、児童・生徒の立場に立った調べ学習体験をしてもらって課題の出し方や学校への貸出について考えてもらうようにしています。また、市立図書館側にとっても学校の先生とのつながりができるきっかけとなっています。

- ・家庭読書の日

利用者にスタンプカードを配付し、家庭読書の日に読書をしたという申し出があれば月に1個のスタンプを押し、たまると市立図書館から小さな雑貨などをプレゼントして利用者の読書の励みとし、家庭読書推進の一助となっています。

- ・大人向け絵本コーナー

絵本は子どものものという固定観念を取り払うため、絵本の書架の上に大人も楽しめる絵本を展示し、子どもと一緒に絵本を楽しんでもらうきっかけづくりとしています。

- ・幼年文学コーナー

絵本の次の段階に進みたくなった子どもが絵に助けられなくても楽しめる、幼年文学のコーナーを設けています。

- ・楽しい読みきかせ講座

司書などが講師となって、絵本の選び方や楽しみ方を学ぶことのできる講座を開いています。3歳から小学校低学年向けの絵本や、それにつながる幼年文学、昔話を紹介するとともに、集団への読みきかせの心得なども学ぶことができます。

- ・選書のための新刊児童書展示会

学校図書館専任司書や司書教諭、子どもに本を手渡す立場の人を対象に、前年に出版された本の中から特徴的な本を年に一度展示・紹介しています。効率的に新刊書を知ることができます。

- ・特別貸出

子ども読書活動を推進する団体に対し、期限を緩和して5週間の貸出を行い、活動を支援しています。

- ・読書会

子どもの本などを研究する団体に、複本を揃えて5週間貸出をしたり、視聴覚室を集会場所として提供するなど、活動を支援しています。

- ・学期貸出

読書支援を目的に、各学校で学級文庫などに用いる本を長期間（およそ1学期）貸出しています。

- ・市立図書館ホームページ

パソコンやタブレット、スマートフォンを用いて、いつでも、誰でも、どこでも、資料の検索や、貸出・予約状況の確認、お気に入りの本の登録などが自由にできます。ウェブ予約の年齢制限を撤廃したことでの子どもの利用者の利便性が向上しました。

- ・本となかよし

学校や園における読書推進への取組みの様子を展示し、来館者に広くPRすることで、それが活動の励みになっています。また、見た人が展示で紹介された本を借りることも多くありました。

- ・福袋貸出

正月特別企画として、本を包んで見えなくした状態のものを年齢別に用意し、借りてもらっています。普段自分では選ばないような本を読むことで、読書の幅が広がるきっかけになったと好評を得ました。

- ・児童書のリサイクル

年に一度、市内の幼稚園や保育所、小中学校などに市立図書館で除籍した児童書をお譲りして、活用されています。

- ・えほんのひろば

絵本や写真集をずらりと数百冊表紙を向けて並べて、本嫌いな子どもでも思わず手にとってしまうしかけ「えほんのひろば」ができる、本と面展台等をセットにして貸し出し、様々な場所で実施することを始めました。

～課題～

- ・阪南市内に公立図書館は1か所のみで、市の北東部に位置し、西の端から9km、南の端からは6km離れており、遠方の子どもが来館するには問題があります。子どもの読書環境保障という観点からすると、市立図書館の立地は偏っており、市の西部にも拠点が必要です。第二次計画期間中に、統合に伴って使用されなくなった小学校跡地を市立図書館の分館として整備するよう協議してきましたが、現在分館設置の見通しは立っていません。

- ・おはなし会は毎週土曜日と、第1・4・5日曜日にあり、広報に努めていますが、年々参加者が減ってきています。

- ・やんぐ・あだるとコーナーは、長期にわたるシリーズの読者離れ、あいまいな一般文庫との境界など、ヤングアダルトが求めるコーナーのあり方を再検討する必要があります。

- ・市内の少年院と連携を図りたいと考えていますが、実現できません。

- ・自動車文庫の車両が老朽化し、分館設置の見通しも立たない以上、車両を更新して自動車文庫のサービスを継続するか、または代替となるサービスが必要となります。

第3章 第三次計画におけるテーマと取組み

テーマ「本の楽しさを共有する」

第二次計画までの取組みに加え、第三次計画においてテーマに沿って新たに取り組む事項について、施設・機関ごとに示します。

1. 家庭・地域

- ①家庭での読みきかせや読書でおもしろかった本を外に向かって紹介したり、また逆に地域や学校でふれて興味深いと感じた本を家庭に持ち帰るなど、本にふれることで得られる楽しさを子どもたちと周囲の人々が共有できるよう、はたらきかけます。
- ②より多くの子どもたちと周囲の人々が本にふれることで得られる楽しさを共有できるよう、身近な所に図書館は必要です。阪南市みんなの図書館を考える会では、その重要性を地域の方々に周知し、分館設置に向けて活動を続けていきます。
- ③子どもたちが本にふれる機会を増やし、読書意欲を高めるためには、学習センターとしての学校図書館が常に開かれ、人のいる場所であることが不可欠です。阪南市みんなの図書館を考える会は、全市立小中学校に一校に一人の学校図書館専任司書が配置されるよう、関係機関にははたらきかけます。

1－1. 阪南市子ども文庫連絡会

- ①校区福祉委員会・子育て総合支援センター・子ども NPO はらっぱなど各機関との連携を深めて活動を活性化し、地域の子どもたちが本に親しみきっかけを作っていきます。
- ②各機関と連携して子どもの読書活動推進に取り組んでいくうえで、従来の活動で蓄積してきた子どもの本の情報や知識、読みきかせのスキルなどを広く活かしていきます。

1－2. 阪南市社会福祉協議会

- ①「まちなかサロン・カフェ」や「まちライブラリー」のことを子育て世代にもっと知つてもらい、気軽に集って本をきっかけとした交流をしてもらいたいと考えています。
- ②子ども文庫と連携して行っている校区（地区）福祉委員会の活動をより一層周知し、活

動の幅を広げたいと考えています。

1－3．子どもNPOはらっぱ

- ①未就園児の親子向けの事業やつどいの広場で絵本や紙芝居を読む時間を設け、親子で絵本に親しむ機会を提供します。
- ②舞台鑑賞や自然とのふれあい、野外活動、伝承あそびなど、日々の活動を通じ、子どもたちが本を読みたくなる気持ちを育てます。

1－4．はんなん子育てネットワーク

- ①各サークル開催時に絵本を提供し、場に応じて読み聞かせをしたり、親子で絵本を見る時間をつくります。

2．公民館

- ①西鳥取公民館では、乳幼児とその保護者を対象とした「まほうのおばさんのおはなしかご」を通して、親子が本の楽しさを共有できるような読書体験を提供していきます。
- ②各公民館では市立図書館と連携して、本の楽しさを共有できるような機会を提供します。

3．保健センター

- ①市立図書館と連携して事業に即した絵本や紙芝居を使用することで、本に触れる機会を提供していきます。
- ②限られたスペースと資源を最大限に活用して並べ方や見せ方を工夫し、絵本に親しむための環境を整備して、保健事業の待ち時間などに本を介して親子でふれあってもらえるように努めます。
- ③本の紹介や、本に触れられる場についての情報提供を続けていきます。

4．子育て総合支援センター

- ①読みきかせなどを通じて保護者に本の楽しさを知ってもらい、家庭でも実践してもらうことで、子どもが本に触れる機会を提供します。
- ②子どもの年齢に応じてペープサートやエプロンシアターなど視覚からお話を感じられるものを取り入れ、お話の内容に興味や関心を持ってもらい、本への関心につなげます。
- ③絵本の普及活動に取り組む団体の自主的な活動を支援します。

5. 幼稚園・保育所・認定こども園

※2015年に改正された子ども・子育て支援法等で、認定こども園・(一部の)幼稚園・保育所等が同列に定義されることとなりました。そこで、第三次計画以降は項目を一つにまとめたうえで、各機関について述べていきます。

～幼稚園～

- ①読みきかせタイムを毎日実施して絵本やおはなしの世界に親しみ、その本を保育室の絵本コーナーに置いて、いつでも手に取って教師や友だちとイメージを共有したり楽しんだりできるような環境をつくります。また、絵本や図鑑などを通していろいろな世界を知り、興味・关心・学びへとつなげていきます。
- ②保護者の来園時に合わせてお勧めの絵本や保護者向けの本を展示するコーナーを設置して、園児だけでなく家庭での読書推進を支援します。
- ③家庭で絵本を介して過ごした時間の気づきなどを保護者から聞き取り、園だより等で“我が家のおすすめの一冊”などとして伝えます。親子で感じた楽しさが他の家庭にも伝わるよう、はたらきかけます。
- ④引き続き、親子登園や体験入園で、乳幼児が絵本にふれることの大切さを伝えていきます。

～保育所・認定こども園共通～

- ⑤絵本の貸出スペースを、より親しみやすく、興味を持って手に取ってもらえるようなものに工夫します。
- ⑥行事に積極的に季節や伝統を感じられる絵本や紙芝居の読みきかせを取り入れ、それをきっかけに本への関心を高めていきます。

～保育所～

- ⑦市立図書館と連携し、様々な絵本に触れる機会を設け、本を読む楽しさを子どもたちに知らせます。

6－1. 小中学校・教育委員会

～小中学校～

- ①学校図書館専任司書研修において各校で行っている、子どもたちが本を読む楽しさを共有できる効果的な取組みについて情報交換を行い、それぞれが取り入れることで、学校や家庭における読書活動のさらなる充実をめざします。
- ②全小中学校が市立図書館と連携して「えほんのひろば」を実施し、全ての児童・生徒が本を読む楽しさを知り、本のもたらす豊かな世界を味わう機会を提供します。

～留守家庭児童会～

- ③毎月家庭に発行している「ホームだより」を媒体として情報発信し、児童会と家庭で読書体験を共有してより充実したものになるよう、はたらきかけます。
- ④支援員による絵本の読みきかせや自由読書を通じて友達と読書体験を共有できる機会を

提供します。

6 – 2. 高等学校

- ①学校という枠組みを超えて、近隣住人や市内の中学生と共に読書に関するイベントを開催し、本を読む楽しさを共に享受します。
- ②和歌山大学の教育ボランティアの学生を受け入れ、学校図書館で学生に学校司書の補助として実践的指導力を身につけてもらうとともに、高校の生徒が大学生と接することで学習・進路・読書などへの関心を深められるように努めます。

7. 市立図書館

- ①読み継がれてきた過去の良書に学びながら、本当に子どもの楽しめる作品を研究・収集します。
- ②来館した子どもが適した本を手に取れるよう、本の置き方や紹介の仕方にさらに工夫を重ねます。
- ③子どもにとってカウンターで尋ねることは勇気がいるため、できるだけ司書が児童書のフロアに出向き、子どもたちが本にであろう手助けします。
- ④図書館の本の実用的な価値を周知するため、市立図書館の本を用いた子ども向け行事を実施します。
- ⑤他の関連機関の協力を仰ぎ、その専門性や特性を活かした、子どもの興味を喚起する企画を実施します。
- ⑥ふだん図書館に関心がなく来館しない子どもや大人が公共図書館を知り、サービスにふれる機会を持つよう、スペシャルおはなし会などのイベント活動に、市民ボランティアや他機関と協働して取り組みます。
- ⑦自動車文庫など、館外での図書館活動の場を活かして、市立図書館に来館しない子どもたちにも公共図書館のサービスの良さを知ってもらうよう努めます。
- ⑧子どもは、年齢があがるにつれ市立図書館に来館する機会が減る傾向にありますが、来館した際にはあたたかく迎え、子どもたちにとっての居場所となるよう、工夫します。
- ⑨やんぐ・あだるとコーナーの選書は、蔵書構成を考慮し、その年齢ならではの文学的潮流を汲んだ収書を心掛けます。
- ⑩子どもを取り巻く大人が、まず子どものための本に興味を持ち、次に読書の楽しさを子どもと分かち合いたくなるよう、順を追ってはたらきかけます。
- ⑪子どもと接する大人全てを「子どもの読書活動支援に関わる人」ととらえ、子どもへの本の伝え方や本の情報を提供したり、講座を企画して伝えるとともに、活動する人々が交流する場を設けます。
- ⑫子どもや大人の利用者との対応を通じて得た経験を元に、真に役立つ本やサービスを提供できるよう、常に研鑽を積みます。
- ⑬館内の展示ケースを活用し、折々に内容を更新して、来館者が色々な図書に関心を持て

るような企画・展示を行います。

⑭読書に関する支援が必要な人も市立図書館を利用できるよう、適切な機関と連携しつつ対応します。

⑮新着本案内への掲載やポスターの掲示、スタンプカードの配布により「毎月23日は家庭読書の日」を広報し、家庭読書の推進に努めます。

～新たな取組み～

⑯市立図書館や自動車文庫に来ない、そもそも本に興味がない子どもでも思わず本を手に取ってしまうきっかけ「えほんのひろば」を、市内全小中学校で年1回以上実施し、本から離れてしまいがちな学齢期の子どもたちに本を読む楽しさを感じてもらいます。さらに、そこから読書への関心へのつなげていきたいと考えています。

⑰「えほんのひろば」をいつでも、どこでも、誰でも開催できるよう、貸出セットを常備し、求めに応じてセットを貸し出し、ボランティアスタッフの協力のもと、本に触れる楽しさを、子どもにも大人にも「発見」してもらうよう努めます。

⑱市立図書館から離れた場所に予約本受取ロッカーや返却ポストを設置し、遠隔地の利用者の利便性向上を図ります。

第4章 子ども読書活動推進計画の実現をめざして

1. 本計画の期間

2019年度を初年度に、2023年度末までの概ね5年間とします。

この計画は、今後の情勢の変化により、必要が生じれば随時見直しを行います。

2. 推進体制の整備

「第三次阪南市子ども読書活動推進計画」を効果的に推進するため、関係機関などで構成する「阪南市子ども読書活動推進会議」を設置します。

3. 財政上の措置

(1) 本計画に掲げられた各種取組みを実施するため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第11条に基づき、市は必要な財政措置を講じるように努めます。

(2) 国・府に対しては、学校図書館充実のほか、本計画の推進に必要な財政上の措置を講じるようにはたらきかけていきます。

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成十三年法律第百五十四号

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策に

についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一條 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

阪南市子ども読書活動推進会議設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第2条の基本理念にのつとり、本市における子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）を円滑に実施するため、阪南市子ども読書活動推進会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども読書活動推進計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 子ども読書活動推進計画の進捗管理に関すること。
- (3) 子どもの読書活動を推進するための施策及び調査研究に関すること。
- (4) その他読書活動推進計画の作成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 前項の委員は、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は5年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第4条に定める会長は、必要と認めるときは委員を追加することができる。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が召集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会生涯学習部図書館において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

阪南市子ども読書活動推進会議委員名簿

市民	公募委員（2名以内）
民間団体	はんなん子育てネットワーク代表
	こどもNPOはらっぱ代表
	社会福祉協議会代表
	阪南市子ども文庫連絡会代表
	阪南市みんなの図書館を考える会代表
校園所関係	泉鳥取高校代表
	中学校代表
	小学校代表
	幼稚園代表
	保育所代表
	子育て総合支援センター代表
行政関係	福祉部こども家庭課代表
	健康部健康増進課代表
	生涯学習部学校教育課代表
	生涯学習部生涯学習推進室代表
	生涯学習部図書館代表

阪南市子ども読書活動推進会議委員名簿

区分	団体名	氏名	任期
市民公募		橋本 一郎	2014. 11. 1～2019. 3. 31
		西野 豊子	2014. 11. 1～2019. 3. 31
民間団体	はんなん子育てネットワーク代表 子どもNPOはらっぱ代表	大塚 尚子	2014. 11. 1～2019. 3. 31
		浅井 妙子	2014. 11. 1～2017. 12. 20
		東堂 美幸	2017. 12. 21～2019. 3. 31
	社会福祉協議会代表	水野 謙二	2014. 11. 1～2016. 11. 30
		猪俣 健一	2016. 12. 1～2018. 3. 31
		佐藤 萌香	2018. 4. 1～2019. 3. 31
	阪南市子ども文庫連絡会代表	森本 典子	2014. 11. 1～2019. 3. 31
	阪南市みんなの図書館を考える会 代表	谷本 美由貴	2014. 11. 1～2019. 3. 31
学校関係	泉鳥取高等学校代表	福井 貴子	2014. 11. 1～2019. 3. 31
	幼稚園代表	寺田 有佳利	2014. 11. 1～2016. 3. 31
		奥野 ユカリ	2016. 4. 1～2018. 3. 31
		宮元 早苗	2018. 4. 1～2019. 3. 31
	小学校代表	石橋 博之	2014. 11. 1～2015. 3. 31
		辻野 浩二	2015. 4. 1～2016. 3. 31
		上田 昌広	2016. 4. 1～2017. 3. 31
		北口 登喜	2017. 4. 1～2018. 3. 31
		嶋田 由香理	2018. 4. 1～2019. 3. 31
	中学校代表	下林 奈央	2014. 11. 1～2019. 3. 31
行政関係	こども未来部こども家庭課代表	油谷 優公	2014. 11. 1～2019. 3. 31
	保育所代表	南 智珠子	2014. 11. 1～2019. 3. 31
	健康部健康増進課代表	小谷 泰代	2014. 11. 1～2015. 3. 31
		後藤 陽子	2015. 4. 1～2018. 3. 31
		藪内 かおり	2018. 4. 1～2019. 3. 31
	生涯学習部学校教育課代表	門野 沙菜恵	2014. 11. 1～2016. 3. 31
		井谷 匡志	2016. 4. 1～2017. 3. 31
		石原 慎	2017. 4. 1～2019. 3. 31
	生涯学習部生涯学習推進室代表	松田 ひろみ	2014. 11. 1～2015. 3. 31
		竹中 宏子	2015. 4. 1～2017. 3. 31
		井上 真理	2017. 4. 1～2019. 3. 31
	生涯学習部図書館代表	加藤 靖子	2014. 11. 1～2019. 3. 31

阪南市子ども読書活動推進会議の経緯

2014年3月20日	阪南市子ども読書活動推進会議設置要綱制定
2014年3月20日	第二次阪南市子ども読書活動推進計画公表
2014年8月	阪南市子ども読書活動推進会議の公募による市民委員の選考に関する要綱制定
2014年10月	阪南市子ども読書活動推進会議市民委員選定
2014年11月1日	阪南市子ども読書活動推進会議委員委嘱（以下、委員交代に伴い、随時）
2014年12月1日	平成26年度第1回子ども読書活動推進会議開催
2015年7月6日	平成27年度第1回子ども読書活動推進会議開催
2016年2月15日	平成27年度第2回子ども読書活動推進会議開催
2016年6月21日	平成28年度第1回子ども読書活動推進会議開催
2016年12月20日	平成28年度第2回子ども読書活動推進会議開催
2017年6月20日	平成29年度第1回子ども読書活動推進会議開催
2018年2月27日	平成29年度第2回子ども読書活動推進会議開催
2018年5月17日	平成30年度第1回子ども読書活動推進会議開催
2018年7月12日	平成30年度第2回子ども読書活動推進会議開催
2018年9月20日	平成30年度第3回子ども読書活動推進会議開催
2019年1月	パブリックコメント実施
2019年2月28日	平成30年度第4回子ども読書活動推進会議開催
2019年3月	第三次阪南市子ども読書活動推進計画策定

巻末資料 子どもたちと読書の関わり【平成29年度全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙結果より】

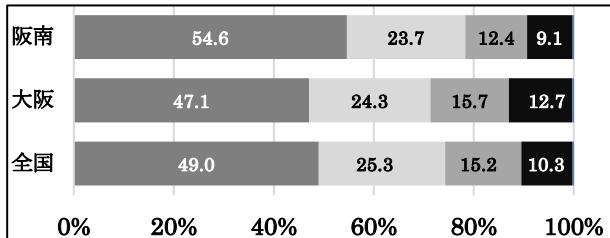
1 読書

Q : 読書は好きですか

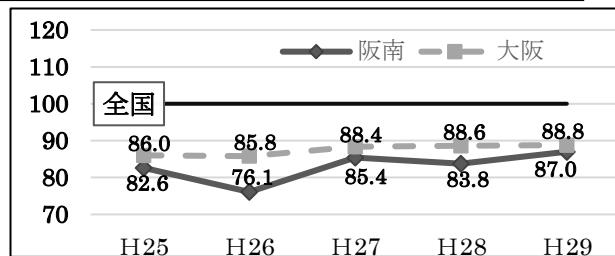
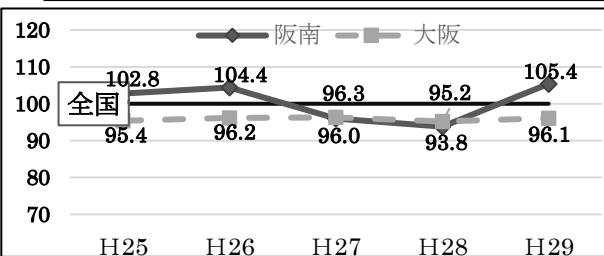
小学校

■当てはまる ■どちらかといえば当てはまる ■あまり当てはまらない ■当てはまらない ■その他・無回答

中学校



「当てはまる+どちらかといえば当てはまる」の回答率について、全国を100%とした時の阪南市の割合



「当てはまる+どちらかといえば当てはまる」と回答した児童・生徒の割合は、小学校で全国を上回っており、中学校では全国を下回っているものの改善傾向にある。学校図書館利用や朝読書など、読書指導の充実を継続していく。

2 読書をする時間

(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)

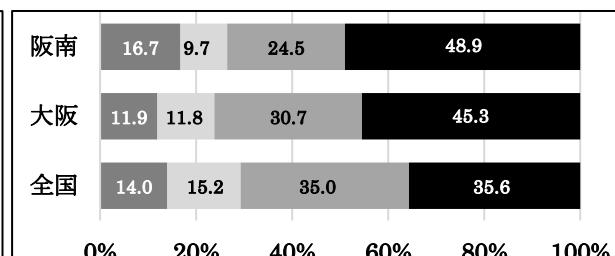
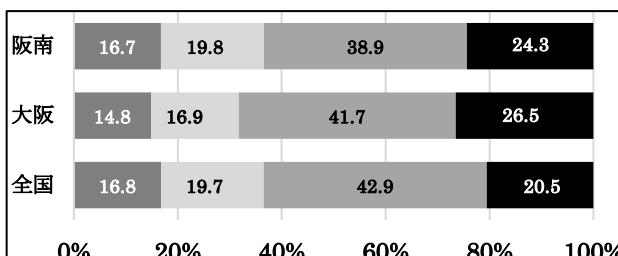
Q : 学校の授業時間以外に、普段(月～金)、1日当たりどれぐらいの時間、読書をしますか

小学校

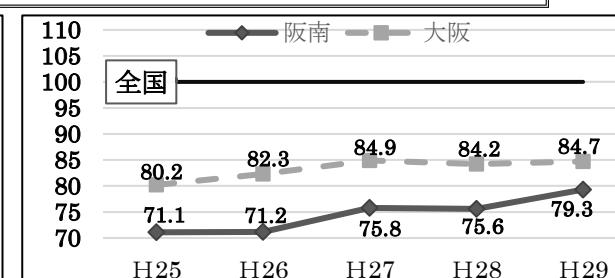
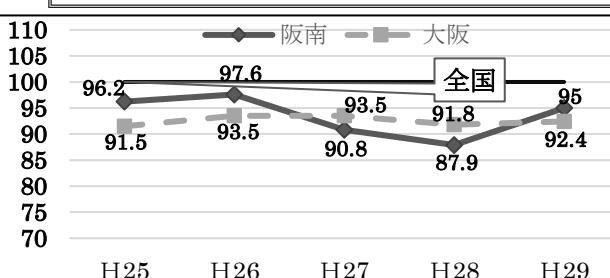
■1時間以上 ■30分～1時間 ■30分未満

■全くしない

中学校



「1時間以上+30分～1時間+30分未満」の回答率について、全国を100%とした時の阪南市の割合



「1時間以上+30分～1時間+30分未満」=「少しでも読書する」と回答した児童・生徒の割合は、小学校では全国を下回っているが、平成29年度は大阪府を上回っており、中学校では全国及び大阪府を下回っているものの、小中学校共に改善傾向にある。

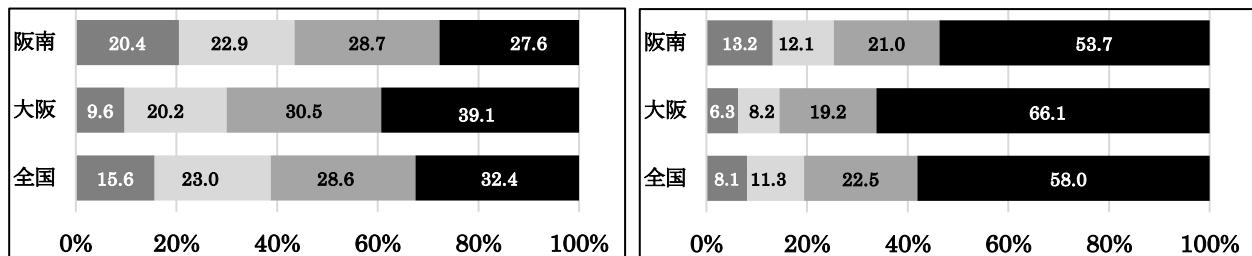
3 図書館に行く頻度

Q：昼休みや放課後、学校が休みに日に、本（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）を読んだり、借りたりするため、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれぐらい行きますか

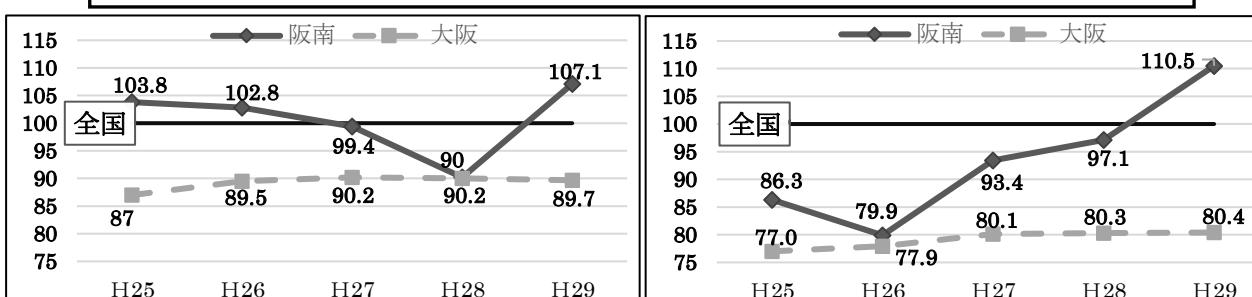
小学校

■週に1回以上 ■月に1～3回 ■年に数回 ■ほとんど、または、全く行かない

中学校



「週に1回以上十月に1～3回十年に数回」の回答率について、全国を100%とした時の阪南市の割合



「週に1回以上十月に1～3回十年に数回」と回答した児童・生徒の割合は、平成29年度に大きく向上し全国および大阪府を上回っているが、図書館(室)に行くことと読書が結びつくような働きかけを考える必要がある。

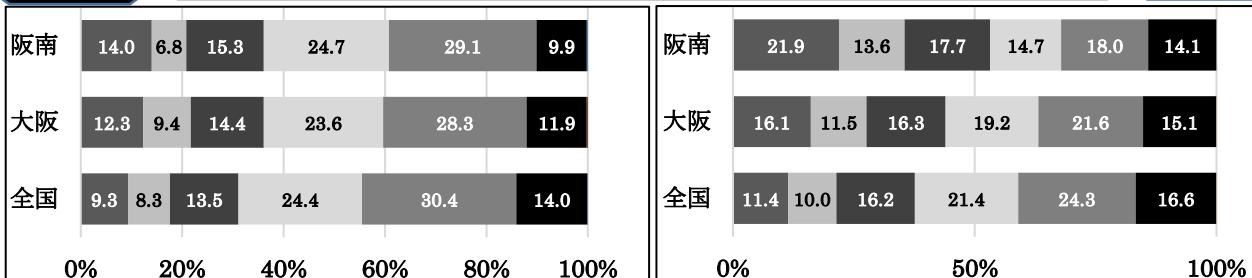
4 ゲームをする時間

Q：普段（月～金曜日）、1日あたりどれくらいの時間、テレビゲーム（コンピュータゲーム、携帯式のゲーム、携帯電話やスマートフォンを使ったゲームも含む）をしますか。

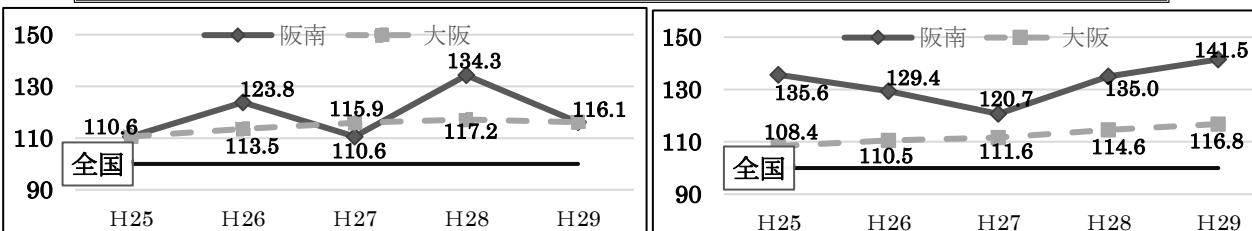
小学校

■4時間以上 ■3～4時間 ■2～3時間 ■1～2時間 ■30分～1時間 ■30分未満

中学校



「4時間以上+3～4時間+2～3時間」の回答率について、全国を100%とした時の阪南市の割合



1日あたり2時間以上ゲームをすると回答した児童・生徒の割合は、小・中学校ともに全国を上回っている。引き続き、家庭と学校が連携して使用のルール作りに取り組むことが大切である。

毎月23日は家庭読書の日



第三次阪南市子ども読書活動推進計画

2019（平成31）年3月

発行 阪南市
〒599-0201
大阪府阪南市尾崎町35—1
電話 072-471-5678（代）

編集 阪南市立図書館
〒599-0201
大阪府阪南市尾崎町35—3
電話 072-471-9000